

廃棄物処理を処理業者任せにしていますか？

感染性廃棄物で毎年のように廃棄物処理法違反事例が発生しています。

法違反を引き起こしたり、巻き込まれないようにするにはどうしたら良いのでしょうか？

“処理業者に廃棄物を渡したら、それで終わり”ではありません。

廃棄物処理法は、毎年のように改正され罰則が強化されるなど、排出事業者責任は年々非常に重いものとなっております。この廃棄物処理法はきちんと理解しないと大きな被害を被りかねません。医師は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件はお持ちですが、廃棄物処理法を学ぶ機会は少ないものです。

ここでは、廃棄物を委託処理する上での重要な事項7点について解説します。

これらは、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」で系統的に詳しく解説しております。ぜひ、医師、看護師、事務職員など広く、受講をお勧めします。

1. 医療機関には、廃棄物の排出事業者としての責任があります

- ➡ 廃棄物処理法の第3条では、事業者（医療機関）は、事業（診療）活動に伴い生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなくてはならないと明記されています。（排出事業者責任）
- ➡ 廃棄物の処理を委託する場合でも、事業者（医療機関）は責任を負うこととなりますので、この自覚がないと大きな被害を被ることとなります。委託処理については、廃棄物処理法施行令で委託基準が決められており、これに従わなければなりません。
- ➡ また、排出事業者責任として、感染性廃棄物が最終処分に至るまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずること、との注意義務もあります。例えば、極端に安い処理業者に委託してその業者が不法投棄などした場合には、委託した医療機関に原状回復費用の負担がかかるなど厳しいものです（p4の図を参照）。
- ➡ 多くの医師は、良い処理業者に頼んでいるし、資格要件もあるのでいまさら講習会など必要ないといわれます。しかし廃棄物処理法は複雑です。廃棄物を委託処理で行う際の基本的規定（委託基準等）については、事務の方にぜひ講習会を受講して理解を深め、資格を取った上で医師の補佐をして遵守して欲しいと考えます。

2. 委託処理する場合は、委託基準の遵法

- ➡ 廃棄物の処理を他人に委託する場合であっても、排出事業者が処理責任を負うため、必ず、感染性廃棄物の処理業者と書面で委託契約することなどの委託基準を遵守しなければなりません。また、通常の廃棄物と特別管理廃棄物（感染性廃棄物）を委託する場合とでは、委託基準に関して異なる点があります。具体的には、感染性廃棄物の場合は、委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱う際に注意すべき事項を文書で通知することが決められております。
- ➡ 数年前、横浜の産婦人科が、胎児を一般ゴミとして排出したとして逮捕されました。その罪は何かご存知ですか？ この文書を通知しなかったという罪で逮捕され有罪となりました。

3. 処理業者は、許可を受けている業者であることを必ずチェック

- ➡ ほとんどの方は、許可の有無の確認は当然と言いますが、ある都市で平成 18 年に 350 の医療機関が、産業廃棄物の許可のみの業者に感染性廃棄物を委託して摘発され、内 2 機関が書類送検されました。廃棄物は、コンテナに放置されたままでした。許可を受けていない処理業者に委託した医療機関が逮捕されたり、倒産した業者に、別の地域の多数の機関が委託し不法放置された事例も起きています。許可のある業者への委託は、委託基準の要件です。
- ➡ 処理業者の選定に当たっては、単に許可の有無だけでなく、業の区分や取扱うことのできる廃棄物の種類など、主に以下に挙げる事項について確認が必要です。
- ➡ 委託契約書、許可証のコピー等をその契約終了の日から 5 年間保存しなければなりません。

<業者選定時の主な確認事項>

- 許可品目（委託する廃棄物、特に特別管理産業廃棄物の中に感染性廃棄物の許可があるか）
 - 許可主体（都道府県・政令市※）（収集運搬は排出地と運搬先の両方の自治体の許可が必要。）
 - 処分（中間処理）業者の許可（処分業の許可以外に施設の設置許可について確認）
 - その他（許可期限や施設の処理能力などを確認。許可期限は 5 年間で、更新が必要です）
- ※産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理に関する許可は都道府県・政令市ごとに行われます。許可期限を含め、許可の内容について自治体で直接確認するなどの注意が必要です。

4. 委託処理は、信頼できる優良な処理業者を選ぶ

- ➡ 委託先の処理業者が不法投棄を行った場合に、委託した医療機関が責任を問われる場合があります。（P4 の図を参照）また、委託先の処分（中間処理）業者の選定を運搬業者の言いなりで、無許可業者に委託、逮捕されたケースや委託した業者が不法放置した事例が起きています。
- ➡ 従って、廃棄物の処理を委託するに当たっては、信頼できる優良な処理業者を選ぶことが重要です。処理業者の選定は、言うは易しで、実行は難しいですが、医療機関が自らの責任で慎重に行うことが重要です。日本医師会ホームページに「産業廃棄物処理業者の選択要因」本文と優良業者選択のための基本チェックシートを掲載していますので参考にしてください。
- ➡ 処理業者の選定には、単に処理費用が安いという理由や許可業者だから大丈夫だろうではなく、その処理業者が遵法し、適正な処理をするところかなどの十分な確認が必要です。
- ➡ 許可は、行政が出したといっても、全国で約 30 万件（産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の許可件数）あり、自己責任で優良と思われる業者を選択するしか方法はありません。基本チェックシートにあるような説明を的確にしてくれるかなど重要な要素です。面倒と思わず、実際に処理施設を訪問し、現地確認などを行うことが望まれます。
- ➡ 医療機関と処理業者は良きパートナーとして、常に情報交換をすることも必須事項です。

5. 委託契約は、書面によるもので、二者契約が原則です

- ➡ 許可のある処理業者であることを確認したら、必ず書面による委託契約を締結することや契約書に記載する事項などが委託基準で規定されています。契約の自動更新の医療機関は、要注意です。1 年に 1 度は、委託先の処理業者の許可期限、範囲他を確かめて下さい。たとえば、運搬の契約書に「運搬の最終目的地の所在地」の記載はありますか？
- ➡ これら契約書の様式例も日本医師会ホームページに掲載しました。また、委託契約は、排出事業者（医療機関）が収集運搬業者、処分業者それぞれと契約（二者契約）することが必要です。同じ業者が両方の許可があれば、1 つの契約でも可能です。医療機関が、収集運搬業者と異なる処分業者を同じ契約書に記載ということはありえません。

6. 契約締結で終わりではありません。委託処理のスタートです

- ➡ 医療機関は、処理業者に委託した後も、不法投棄の防止のために、廃棄物を引き渡す際にマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付するとともに、処理業者から返送されたマニフェストの確認や保管などの重要な管理業務を行わなければなりません。処理業者が、マニフェストを持ってきても、あくまで交付者は排出事業者である医療機関です。当然、責任もあります。過去にマニフェスト不交付の医療機関（ある地域で38医療機関）が書類送検されたという事例もあります。
- ➡ 具体的には、マニフェストのB2票、D票、E票が期限内に返送され、A票控えと比較して、項目に疑義がないか、確実にチェックをしなければなりません。これを怠っていると先の例のように大きな代償を支払わされることになりかねません。（中間処理の終了（D票）は、産業廃棄物は90日以内、感染性廃棄物は60日以内、最終処分の終了（E票）は、180日以内です。この期限内にマニフェストが戻らない、未記載や虚偽記載がある時は、状況を確認し、必要な措置を講じ、都道府県知事・政令市長に30日以内に報告をしなければなりません。）
- ➡ マニフェストのチェックが終り、これを時系列で保存すれば、診療所などは、帳簿記載同等とみなせます。
- ➡ 再委託は、医療機関が書面で承諾する形で規定されています。再委託の依頼は、要注意です。

7. 医療機関が、行うべき適正処理

- ➡ 医療機関が行ってはいけない不適正処理としては、注射針などを生活ごみと一緒にごみ集積所に捨てたり、その他の場所に不法投棄することなどがあり、残念ながら毎年のようにその行為者が逮捕されるなどの事件が後を絶ちません。一部の心ない人のために市町村の在宅医療廃棄物の受入れが拒否されております。
- ➡ 医療機関内で感染性廃棄物の注意としては、針刺し事故の防止に尽きます。その他での感染の可能性は、非常に低いです。注射針等が大量に発生する場合はバッグ類やチューブ類に誤っての混入には十分注意して下さい。また少量の診療所などで分別をしない場合には、注射針、チューブ類も混在しますが、プラスチック容器を使用するなど他の人への針刺しに留意して下さい。

廃棄物処理法の主な罰則一覧

不法投棄、不法焼却
(いずれも未遂罪を含む)

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、
又はこの併科(※法人は、1億円以下の罰金)

無許可業者への委託禁止違反、措置命令違反、施設無許可
設置(医療機関内に処理施設を設置の場合)

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、
又はこの併科(※法人も同様の罰金)

委託基準違反、再委託基準違反、改善命令違反

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、
又はこの併科(※法人も同様の罰金)

マニフェスト不交付・未記載・虚偽記載
マニフェスト保存義務違反、マニフェスト未受領時等の適正措置義務違反

6か月以下の懲役、又は50万円以下の罰金
(※法人も同様の罰金)

帳簿記載・保存等義務違反、特別管理産業廃棄物管理責任
者設置義務違反、報告義務違反、立入検査拒否・妨害

30万円以下の罰金
(※法人も同様の罰金)

※行為者が罰せられるほか、行為者の所属する法人（または人）にも、該当する欄の罰金が科せられる（両罰規定）。

業者に委託した医療機関が、責任を問われる例

医療機関

許可を受けていない業者に廃棄物処理を委託した
(許可期限切れ、許可品目に感染性廃棄物が含まれていなかったなど)

廃棄物を不法投棄した
(感染性廃棄物を駅や公園などのゴミ箱や一般廃棄物集積所に棄てたなど)

マニフェストの交付・保存をしていなかった

処理業者と委託契約を結んでいなかった

他と比べ、処理料金がずいぶん安い業者に委託した

委託した業者が不法投棄しているとの噂を聞いたが、処理委託を続けた

返ってきたマニフェストの内容の確認をしなかった

マニフェストが返ってこなかったが気がつかなかった

委託基準等違反

懲役刑
罰金刑

注意義務違反

もしも、
委託した処理業者
が不法投棄
をしたら

措置命令

都道府県知事より、あなたの医療機関に対して、廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されるかもしれません。

※上記は1例です。責任を問われるのは感染性廃棄物に限られません。

排出事業者の注意義務等

排出事業者(医療機関)は、委託基準やマニフェストなどの法令遵守に加えて、感染性廃棄物の発生から、最終処分に至るまでの一連の行程における処理が不適正に行われることがないように、必要な措置を講ずるように努めなければならないと定められております。

- 日本医師会では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターと共催で、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を開催して詳細を解説しています。ぜひ受講をお勧めします。日本医師会ホームページ(トップページ左側 PICK UP 欄)
<<http://www.med.or.jp/doctor/haiki.html>>
- 感染性廃棄物の処理については、環境省より「感染性廃棄物処理マニュアル」が出されています。委託基準、注意義務を確認して下さい。(同上、日本医師会ホームページ参照)
- マニフェストには、紙マニフェスト以外に電子マニフェストがあります。電子マニフェストを利用すれば、マニフェスト交付等年次状況報告書の作成、帳簿の記載が不要など事務作業が軽減され、マニフェストの保存が不要になる等のメリットがあります。
(財)日本産業廃棄物処理振興センター HP <<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>>
- 本パンフレットは、上記日本医師会ホームページから入手可能です。



社団法人 日本医師会 〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

TEL:03-6946-2121 FAX:03-6946-6295